

市庁舎敷地内での喫煙は原則禁止 市庁舎敷地内の喫煙所は廃止に

市庁舎に

市長・議員・特定の幹部だけが

入れる喫煙所があった

ハタノこうめ議員は原則禁止の市庁舎敷地内の喫煙場所を廃止するように質問しました。

改正健康増進法では、各務原市庁舎敷地内での喫煙は原則禁止です。各務原市の市庁舎で、市長や議員・市幹部しか入れないセキュリティエリアにある屋外の踊り場が喫煙所として使われていたことが新聞報道され問題になりました。

市長は、当初「法的に問題ない」としたため、さらに波紋を広げ、驚きと怒りの声が上がりました。

その後、喫煙場所としては不適切とし、この喫煙所は廃止されることとなりました。

浅野市長は、利用できる人が限定されることから喫煙場所として不適切と判断し、当初の「法的に問題ない」とした見解を改め「認識が甘かった」と謝罪しました。

各務原市市庁舎には、駐輪場の横に喫煙所があります。ここは改正健康増進法の3要件を満たしている「特定屋外喫煙場所」として設置されています。

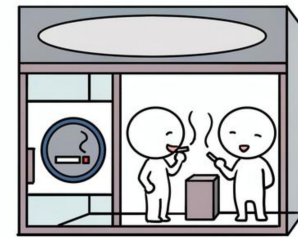
しかし改正健康増進法には「特定屋外喫煙場所」は近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないように配慮することが望ましいという注意書きがされています。このことからすれば、市庁舎と隣接しているこの場所は、配慮しなければならない場所ということになり

ます。

ちなみに岐阜県庁は、敷地内すべて禁煙で、敷地内に止めている自分の車のなかでも禁煙です。岐阜市役所も喫煙場所はありません。

この際、各務原市役所も現在設置されている「特定屋外喫煙場所」を廃止し、庁舎内を全面喫煙禁止にすることにについて質問しました。

市は、現在の喫煙場所については、庁舎の出入口や駐輪場にも近いことなどから、喫煙所を利用されない方々への配慮が必要であるため今後、施設や整備の必要な改善を図っていくと答弁しました。



「特定屋外喫煙場所」の3要件

- ①喫煙ができる場所が区画されていること
 - ②喫煙場所の標識を掲示すること
 - ③施設の利用者が立ち入らない場所であること
- その後、以下のお知らせが届きました。

本庁舎東側屋外喫煙場所周辺環境を改善するため5月7日（火）より、同喫煙場所において各務原市職員による紙巻きたばこでの喫煙を禁止（加熱式たばこ等は可）することとしました。

つまり、職員は紙巻きたばこは禁止するが、市民はできるだけ協力を求めていくということになりました。

●現総合体育館にスポットクーラー設置 (88万円)

新総合体育館建設は20年間の維持管理費を含めて165億円の莫大な費用をかけて、民間が建設・維持管理することになりました。現総合体育館も存続することが決まりました。

現総合体育館のメインアリーナでの熱中症対策としてスポットクーラーを5台設置します。

●チョイソコ広域連携事業 (775万円)

岐阜市と笠松町にまたがって運行しているチョイソコカラタンがあります。令和6年10月からはこのチョイソコカラタンを新たに川島地区と稲羽西地区の一部でも運行しようとしています。

川島などから笠松町内の病院や岐阜市へ行くのに便利に使えるようになります。

チョイソコカラタンは、岐阜市エリアと笠松町エリアで乗り継ぎが発生し、その時は250円ずつの500円の運賃がかかります。そこに川島エリアなどが加わることになります。すでにチョイソコかかみからは



チョイソコかかみがはら

らは一般は400円、高齢者などは200円で運行されています。運賃についてはまだ決まっていますが、誰もが使いやすい金額に設定してほしいと思います。

●自治会が実施する 自主防災活動等補助事業 (6800万円)

自治会が地域の美化活動や自主防災活動等に必要な用具の購入費用の一部を助成する。能登半島地震を受けて時限的に自主防災活動費の上限を6万円から8万円に引き上げます。

美化活動=4万円補助

自主防災活動=8万円の補助(消防ホース・保存食・消火器・簡易トイレなど))



水脈読者版 第340号

2023年4月18日発行 / 日本共産党各務原市議団ハタノこうめ、ながやてる子
各務原市川島小網町2144-55 TEL 0586-89-3924 携帯090-9947-4988

